

議案第三十七号

中央区事務手数料条例等の一部を改正する条例

右の議案を提出します。

令和七年六月二十四日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

中央区事務手数料条例等の一部を改正する条例

(中央区事務手数料条例の一部改正)

第一条 中央区事務手数料条例(昭和三十三年三月中央区条例第八号)の一部を次のように改正する。

別表の二の表障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)の部二の項中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

(中央区立福祉センター条例の一部改正)

第二条 中央区立福祉センター条例(昭和五十七年十月中央区条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「第五条第二十六項」を「第五条第二十七項」に改め、同条第四号中「第五条第二十七項」を「第五条第二十八項」に改め、同条第五号中「第五条第十四項」を「第五条第十五項」に改め、同条第六号中「第五条第十九項」を「第五条第二十項」に、「同条第十八項」を「同条第十九項」に改める。

(中央区立知的障害者グループホーム条例の一部改正)

第三条 中央区立知的障害者グループホーム条例(平成四年三月中央区条例第七号)の一部を次のように

改正する。

第三条中「第五条第十七項」を「第五条第十八項」に改める。

（中央区立知的障害者生活支援施設条例の一部改正）

第四条 中央区立知的障害者生活支援施設条例（平成十六年三月中央区条例第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「第五条第十三項」を「第五条第十四項」に改め、同条第五号中「第五条第十四項」を「第五条第十五項」に改め、同条第六号中「第五条第十九項」を「第五条第二十項」に、「同条第十八項」を「同条第十九項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年十月一日から施行する。

（説 明）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四百四号）の施行に伴い、規定を整備するため、この条例案を提出します。